

委員提出資料

目 次

○ 中村雄美子委員提出資料	P 1
---------------------	-----

「就学前児童用」アンケート「3.教育・保育の利用について」の中ですべての方に聞いて頂きたいと考えています。

■追加設問

- 1) 1歳未満の子を在宅で育てる家庭に現金が給付される制度ができた場合、月額いくらもらえれば、保育所等に預けず在宅で育てますか。

給付なしでも在宅育児／1万円／2万円／3万円／5万円／10万円／10万円以上でも給付を受けず預けて働く

- 2) 1歳以上3歳未満の子を在宅で育てる家庭に現金が給付される制度ができた場合、月額いくらもらえれば、保育所等に預けず在宅で育てますか。

給付なしでも在宅育児／1万円／2万円／3万円／5万円／10万円／10万円以上でも給付を受けず預けて働く

■設問理由：根本的かつ革新的な待機児童対策の判断材料として

1. 設問の背景となる仮定

今回のニーズ調査と本子ども・子育て会議の議論は、北九州市の待機児童対策についての、根本的な方向性を検討する機会となる。少子化で乳幼児の絶対数が減少しているにも関わらず保育需要は増加している。また待機児童解消のために、保育定員を増やせば増やすほど、潜在的保育需要を掘り起し「イタチごっこ現象」を生じるとの予測もある。

保育所に預けている保護者層は以下のように類別できると推測される。

- ア) フルタイム勤務で社会的責任があり、それに見合う収入も得ている。保育所でなければ就労状況を支えられない。
- イ) 世帯収入が低く保育料も安いので、短時間・非正規で低収入（月額5～10万円未満）の仕事でも保育所に預けて働いている。
- ウ) 十分な育児休業制度（1～3年）があるにも関わらず、キャリアの中断を避けたいがために早期に保育所に預け復職している。
- エ) 十分な育児休業制度（1～3年）があるにも関わらず、入園時期の調整で早期に保育所に預け復職している。
- オ) 世帯の収入は十分あるが、自己実現の場を欲して仕事を見つけ保育所に預けている。
- カ) 世帯の収入は十分あるが、育児に対して自信が無いなど在宅育児を避けたい理由があり、仕事を見つけてきて保育所に預けている。
- キ) 保護者か子のどちらか、あるいは両方にリスク要因があり、保育所を中心に生活支援も含めたまるごとのバックアップで子の育ちを支えている。

ア) は適正な保育需要であり、キ) は養育力の低い家庭への対応策としての保育需要である。
イ) ～カ) が、保育定員増に伴い掘り起こされる潜在的保育需要である。

保育需要増加の要因を、経済的理由、復職時期の調整、育児困難感と仮定して考察する。

追加設問は、乳幼児の在宅育児給付金制度を想定したもので、追加設問を軸に解析することで保育需要増加の要因が浮き彫りになる。この項目を加えることで、根本的かつ革新的な政策決定の裏付けとなる調査データが得られる。

2. 在宅育児給付金制度の経済性

低所得層ほど経済的理由で保育を利用していると予測される。

低所得層では、保育の保護者負担額は2万円未満の低額であり、保育を利用して得る月額収入は非正規雇用で10万円未満である場合が多い。主婦のパートの月収は手取り7万円程度が多く、保育の家庭負担分を引いて5万円程度が家計に足されている。

一方、3歳未満の乳幼児一人当たりの保育経費は、表1のように月額34万円から15万円と推測される。兄弟児がいる場合は、保護者負担額はさらに下がり、保育経費は人数分増加する。

保育制度を費用対効果の観点で見ると、5万円程度の家計収入のために2～10倍の財政投入を行っていることになる。養育力の低い家庭に対しては、将来的な損失を考えて重要な財政投入であると言えるが、養育力のある家庭に対しては極めて費用対効果の悪い財政投入である。

	保育所児一人あたり費用（一カ月）	
	東京都（公表値）	北九州市（推測値）
0才児	415,518円	342,680円
1才児	206,075円	169,951円
2才児	184,468円	152,132円

北九州市の推測値は東京都の公表値を最低賃金の比で換算したもの

表1 保育所児一人あたり費用

在宅育児給付金制度により十分な現金給付を行うことで、3歳未満児の保育需要のかなりの部分が積極的に家庭で育児をする方向に動き、保育の過剰利用が抑制され、待機児童問題を根本的に解決する可能性が高い。

しかも、この政策は当面の保育費用を低減するだけではない。

「設備や雇用を伴わない需要に柔軟な支出」であるため、保育定員を増員する政策で懸念される、将来的な保育施設の維持費、償却費の負担、人材雇用のリスクがこの政策には無い。

特に0歳児保育の過剰利用は、財政負担が大きいというのに、愛着形成など子どもの健全な発育への悪影響も懸念されるため重点政策とすべきである。

加えて、待機児童問題と合わせて「在宅子育て世帯の財政上の冷遇」が表面化しつつあり、適切な対策を提示することが求められている。在宅育児給付金制度は、正にそれに該当する。

3. 復職時期の調整のための前倒し保育の低減

現在の募集制度では、4月以外は入園が難しくなるという理由で育児休業を早めに切り上げ、0歳児保育を利用して復職するケースが多い。

保育定員に余裕が無いほどこの傾向が強くなり、それが保育需要を増加させる。

現在の市の待機児童数は、年度初めで0人、年度途中で100人程度(24年度実績116人)が生じる状況である。

これは、上記の前倒し保育の利用が最も増加しやすい状況と言える。

常時100～200人程度の定員余裕が確保され、1歳以降での入園優遇措置政策を積極的に取れば解消する課題である。在宅育児給付金制度が実施されれば、常時100～200人程度の定員余裕を確保することは十分可能である。

復職を前倒しするもう一つの理由がキャリアの中断である。

在宅就労、短時間就労といった多様な働き方を企業が積極的に取り入れれば、キャリアの中断期間は短くなる。そのような就労方法を取り入れやすいような企業向けの政策が求められる。

4. スキルアップの機会としての育児休業

より重要なのは、育児休業を「キャリアの中断」から「スキルアップの機会」に転換する政策である。

スキルアップは、就労している仕事に直接かかわるものとは限らない。

着目すべきは、子どもを育てることで向上するスキルである。

今、若い世代に不足しているスキルは対人コミュニケーション力、自己表現力、自己管理能力である。

企業の中堅人材に求められるのは、人材育成力、多面的思考、組織マネジメント力などである。

乳幼児との適切な関わり方を学ぶことで、毎日子どもと関わることで、対人コミュニケーション、自己表現、自己管理能力、人材育成力のトレーニングとなる。

乳幼児を同伴してサークル活動等の社会的活動を行うことは、多面的思考、組織マネジメントのスキルアップになる。

当然これらのスキルアップは、母親だけに求められるものではなく、むしろ父親にこそ必要なものである。近年の若者、特に男性の対人コミュニケーション力、自己表現力、自己管理能力の低下が目立ち、若者の就労を妨げる要因となっている。親としてこれらの能力が低いこと、児童虐待の要因ともなっている。

子どもを育てることで向上するスキルに着目したトレーニングを提供することで、子育てが自己の成長につながり、それは社会にとっても、企業にとっても大きなメリットになるという認識を作り出し得る。

その上で、父親の育児休業取得のアドバンテージとして現金給付を増額すれば、父親の育休取得率は向上する可能性が高い。これらの政策の原資に保育費用の低減額が充てられる。

5. 親の養育力評価と養育力向上の必要性

しかし、現在の親の養育力は、手放しで家庭での養育を推奨できる状況にはない。

ここで言う養育力は、経済力ではなく、子どもが健康に成長するように適切に関わる力、周囲に協力を求める力、育児不安などの困難を感じた場合に対処できる力も含む。

親の養育力を以下のような段階に分けて考える。

- A. 一般的な支援策や周囲の協力を得ており、十分養育力がある。
- B. 一般的な支援策や周囲の協力を得れば、十分養育力がある。
- C. 現状では課題があるが、適切なトレーニングにより養育力が十分向上する。
- D. 特別で継続的な支援で、一部養育力を補完する必要がある。
- E. 養育力の補完が困難であり、代替となる養育者を要する。

今回のような自記式のアンケートで、この段階を判別することは困難。特にC、D、Eは親自身に自覚が無いため、自記式では判別できない。

親の養育力を評価することなく現金給付のような支援を行うと、C、D、Eの位置にある親が積極的に家庭で養育を行い、ネグレクト、虐待、親の精神疾患発症といった状況を増加させかねない。しかし、親の仲間づくりや適切なトレーニングを行うことで、B、CはAに移行し、安心して家庭での養育を推奨できる。また、D、Eは適切な支援に早期に繋ぐことができる。

本政策の安全で効果的な実施にあたっては、親の養育力の評価と親の養育力を向上させるプログラムが必須と考えられる。

当法人が開発したIPP0は、6か月未満の乳児の母親に対して、養育力評価と養育力向上を同時に行うプログラムとして活用可能。2011年福岡県虐待予防子育て支援事業の実施に伴う調査では、C、D、Eに該当する親が全体の3割弱、そのうちCが8割程度であった。D、Eの該当者は個別の支援に繋いでいる。(別紙1)

類似のアプローチで、「子どもを育てることで向上するスキルに着目したトレーニング」として、1歳時の親、2歳児の親に対する評価とプログラムも開発可能。

従来このような評価やプログラムは、「必要な人に届かない」と言われ、そこが課題とされてきた。

しかし、本政策での「十分な額の現金給付」は強い動機となる。現金給付の必要条件とすることで、「必要な人」が積極的に評価やプログラムを受けると考えられる。

6. 追加調査項目の利用

以上のような政策案がどの程度望まれ、実効力が期待できるかを追加項目によって図り得る。

また、訂正案の質問項目であれば、どの程度の現金給付が妥当かを推計することもできる。

さらに、他の項目とのクロス集計を取ることで、政策の制度設計の具体的基準とすることも可能。

例えば、現金給付については低所得層に重点を置いて制度設計すべきなので所得制限を設けることになる。例えば、世帯所得と追加質問のクロス集計を取り、所得層別の給付期待額を分析することで、所得制限のボーダーラインを決定する判断材料となる。

また、低金額の給付で在宅育児と考える群は、地域での市民活動の担い手になり得る。そのような群が、どのような支援を求めているかを分析することも可能。

「10万円以上給付でも預ける」と考える群は、就労意欲が非常に高い群か、何等かの理由で育児か

ら逃れたい群と考えられる。この2群は、さらに別項目とのクロスを取ることで分別できる。

これらの群の各々が求めているニーズを探り出すことができる。

これまでの子育て実態調査では、子育て世帯のニーズとして「お金」が筆頭にあがるが多かった。しかし「お金」は真のニーズが形を変えたものである。訂正案の追加質問項目は、子育て世帯のもう一つの重要ニーズである「保育」と「お金」の関係を問うているため、「お金」の向こうにある本質的なニーズに迫ることができる。